

韓国知的財産ニュース 2024 年 6 月後期

(No. 512)

発行年月日：2024 年 7 月 10 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、6 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2200662）
- 1-2 【法案提出】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2200770）
- 1-3 【法案提出】国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案（議案番号：2201141）
- 1-4 【立法予告】特許法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2024-167 号）
- 1-5 【立法予告】実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第 2024-168 号）

関係機関の動き

- 2-1 「2024 女性発明王 EXPO」が開催される
- 2-2 韓国特許庁、学童保育での発明教育に向けた専門家諮問会議を開催
- 2-3 韓国特許庁、日・米・欧・WIPO とバイ会合を開催
- 2-4 韓国特許庁、建設産業の知財競争力強化に向けた懇談会を開催
- 2-5 韓国特許庁、先進五大特許庁長官会合を開催
- 2-6 「2024 女性発明王」はフィルターなし空気清浄技術を開発した韓国企業の女性社長が受賞
- 2-7 韓国特許庁、「特許制度改善に向けた知財専門家の懇談会」を開催
- 2-8 韓国特許庁、IP 回収支援機構・IP 仲介協約機関と担保特許権の収益化方策を考える懇談会を開催
- 2-9 韓国特許庁、バイオ・製薬企業を対象に「知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する WIPO 条約の説明会」を開催
- 2-10 販売者・消費者向け「正しい知財権表示自己チェックリスト」と「知

財権虚偽表示通報センター案内」が7月から公開される

- 2-11 「サプライチェーン安定化法」の施行による「第一次サプライチェーン安定化委員会」を開催
- 2-12 韓国特許庁、「LG ディ스플레이」と特許競争力強化について話し合う
- 2-13 韓国特許庁、「産業財産情報活用に関する基本計画の策定推進団」を発足

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 2023年米国における韓国企業の特許訴訟が107件と前年比3.9%増

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、WIPOから保護要請を受け公益的な標章72件の情報公開
- 4-2 韓国特許庁、商標登録の電子出願をサポートする「間違いやすい不明確な名称」のリストを拡大

その他一般

- 5-1 自然災害対策に採用するAIoT技術の特許出願を韓国がリード

法律、制度関連

1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2200662）

議案情報システム（2024.6.19.）

議案番号：2200662

提案日：2024年6月19日

提案者：ク・ジャグン議員（国民の力）外10人

提案理由

現行法では、国内外の市場に占める技術的・経済的価値が高いか、関連産業の成長潜在力が高いため、海外に流出された場合に国の安全保障及び国民経済の発展に重大に悪影響を与える恐れのある技術に対し、国家コア技術と指定して管理をしている。

しかし、国家コア技術を保有しているものの、その対象機関が国家コア技術の判定を受けていないか、意図的に回避する場合、その技術に対し国家コア技術として判定を受けるようにする法的根拠が不在するため、国家コア技術及び保有機関の管理にも空白が生じ、侵害通報があった際にも対象機関ではない場合には実態調査を行うことができないため、

国家コア技術の管理には不備がある。

また、国家コア技術の対象機関に対する不法な海外買収・合併が行われた場合、産業通商資源部長官が中止・禁止・原状回復命令を命ずることはできるが、これに従わなかった場合に、制裁手段がないため実効性に欠けている。

従って、国家コア技術の管理を強化する方策を設けて国家コア技術の海外流出を事前に予防する目的である。

主要内容

- イ. 産業通商資源部長官が、対象機関に対しその機関が保有する技術が国家コア技術に該当するかどうかについて判定を申請するよう通知する根拠規定を設ける（案第9条の2の新設）。
- ロ. 国家コア技術保有機関を登録・管理できる根拠規定を設ける（案第9条3の新設）。
- ハ. 国家コア技術の保護措置及び国家研究開発事業の保護管理に関わる改善勧告を受けた対象機関がそれを履行しなかった場合、産業通商資源部長官が是正命令を下すようにする（案第13条）。
- ニ. 国家コア技術の流出に関する侵害通報があった場合、その関連機関に対する実態調査を行うようにする（案第17条）。
- ホ. 国家コア技術の判定、保有機関の登録、是正命令に関する業務を遂行する者に対し守秘保持義務を課す（案第34条）。
- ヘ. 第9条の2に基づく判定申請書類を提出しないか、第9条の3に基づく国家コア技術保有機関の登録申請を行わなかった場合等に対し、罰金賦課の対象に追加する（案第39条）。
- ト. 国家コア技術の対象機関に対する海外買収・合併に対する産業通商資源部長官による中止・禁止・原状回復命令を履行しなかった際には、履行強制金を科すことができる（案第40条）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第9条第6項を削除し、同条第7項を第6項に改める。

第9条の2を第9条の4に改め、第9条の2及び第9条の3をそれぞれ次のように新設する。

第9条の2（国家コア技術の該当有無に関する判定等）①企業・研究機関・専門機関・大学等は、保有する技術が国家コア技術に該当するかどうかに関する判定を産業通商資源部長官に申請することができる。

②第1項の規定に基づく判定申請が行われなかったとしても、産業通商資源部長官は第13条、第15条及び第17条の規定等により、企業・研究機関・専門機関・大学等が国家コア技術を保有していると判断した場合には、当該の機関に対し第1項の規定に基づく判定を申請するよう通知することができる。

③第2項に基づく通知を受けた企業・研究機関・専門機関・大学等の長は、通知を受けた日から30日以内に判定申請書類を提出しなければならない。但し、正当な事由がある場合には事前に協議して期限を延長することができる。

④産業通商資源部長官は、第1項及び第2項の規定に基づく判定に関連して分野別の専門委員会に対し検討を求めることができ、関係する中央行政機関の長又は判定機関等の長に対し資料提出等、必要な協調を求めることができる。この場合、関係する中央行政機関の長及び判定申請機関の長は、特別な事由がなければこれに協調すべきである。

⑤第1項に基づく判定申請の方法及び手続き、第2項に基づく判定申請通知の方法及び手続きに関して必要な事項は大統領令で定める。

第9条の3（国家コア技術保有機関の登録等）①企業・研究機関・専門機関・大学等は、次の各号の事由が発生した日から30日以内に国家コア技術に関する事項の登録を産業通商資源部長官に申請すべきである。登録した内容を変更する場合も同様である。

1. 第9条の2に基づき、国家コア技術の該当有無に関する判定を申請して国家コア技術に該当するとの判定を受けた場合
2. 「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」第11条第5項及び第6項に基づき、国家先端戦略技術の該当有無に関する判定を申請して国家先端戦略技術の該当判定を受けた場合
3. 既存の対象機関から国家コア技術を移転され、国家コア技術に対し実質的な権利を保有する場合

②第1項に基づき登録した国家コア技術を保有する対象機関は、次の各号に該当する場合、各号の事由に該当することを知った日から30日以内に登録の抹消を産業通商資源部長官に申請することができる。

1. 第9条第3項に基づく国家コア技術の指定が解除された場合
2. 第11条に基づく国家コア技術の輸出及び第11条の2に基づく海外買収・合併等により、国家コア技術を移転して国家コア技術に対する権利・資料・情報を保有しない場合
3. 対象機関が国内法人・企業等に国家コア技術を移転する等、国家コア技術に対し実質的な権利を持たなくなった場合

③産業通商資源部長官は、第1項の規定に基づく登録及び第2項の規定に基づく登録の抹消に関して、分野別の専門委員会に対し検討を求めることができ、関係する中央行政機関の長又は対象機関の長に対し、資料提出等の必要な協調を求めることができる。この場合、関係する中央行政機関の長及び対象機関の長は特別な事由がなければこれに

従わなければならない。

④第1項に基づく登録の方法及び手続き、第2項に基づく登録抹消の方法及び手続きに関する必要な事項は大統領令で定める。

第13条の題目「(改善勧告)」を「(改善勧告等)」に改め、同条第3項及び第4項をそれぞれ第4項及び第5項に改め、同条に第3項を次のように新設し、同条第4項(従前の第3項)の中「第1項」を「第3項」に、「改善勧告を」を「是正命令を」に、「改善勧告の」を「命令の」に改め、同条第5項(従前の第4項)の中「第1項及び第2項に基づく改善勧告及び改善対策の確立・施行及び第3項に」を「第1項に基づく改善勧告、第2項に基づく改善対策の確立・施行、第3項に基づく是正命令及び第4項に」に改める。

③産業通商資源部長官は、第1項及び第2項の改善勧告に対し確認・点検を行うことができ、必要だと認める場合は、対象機関の長に対し必要な措置を命ずることができる。

第17条第3項を第4項に改め、同条に第3項を次のように新設する。

③産業通商資源部長官は、第15条第1項に基づく侵害通報があった場合、関連内容を検討し、国家コア技術の流出が懸念される場合には、侵害通報に関わる期間に対し実態調査を実施することができる。

第34条に第2号の2、第2号の3、第3号の3をそれぞれ次のように新設する。

2の2. 第9条の2に基づき国家コア技術の判定等の業務を遂行する者

2の3. 第9条の3に基づき国家コア技術保有機関の登録等の業務を遂行する者

3の3. 第13条に基づき改善勧告等の業務を遂行する者

第39条第1項各号外の部分にただし書を次のように新設する。

但し、第6号の場合には国家を除く。

第39条第1項に第4号から第7号までをそれぞれ次のように新設する。

4. 第9条の2第3項に基づく判定申請書類を提出しない者

5. 第9条の3第1項に基づく国家コア技術保有機関の登録を申請しない者

6. 第11条第9項及び第11条の2第11項に基づく産業通商資源部長官の強調の要請を正当な事由なしに拒否した者

7. 第13条第3項に基づく是正命令に従わない者

第40条を次のように新設する。

第40条(履行強制金) ①産業通商資源部長官は、第11条の2第7項及び第9項に基づき、中止・禁止・原状回復等の措置に対する命令を受けた以降、その定められた期間内に履行しなかった者に対し1日当たり1,00万ウォンの範囲内で履行強制金を科すことができる。

②履行強制金の付加・納付・徴収・還付等に関して必要な事項は大統領令で定める。但し、滞納された履行強制金は国税強制徴収の例に基づき徴収する。

③産業通商資源部長官は、第1項及び第2項の規定による履行強制金の徴収及び滞納処分に関する業務を国税庁長に委任することができる。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（国家コア技術保有機関の登録に関する経過措置）この法律の施行前に第9条、第11条及び第11条の2に基づき国家コア技術保有機関として確認された対象機関は、この法律の施行日から6月以内に第9条の3の改正規定により、産業通商資源部長官に登録しなければならない。

1-2 【法案提出】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2200770）

議案情報システム（2024.6.21.）

議案番号：2200770

提案日：2024年6月21日

提案者：キム・ウォニ議員（共に民主党）外17人

提案理由及び主要内容

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」では、不正競争行為及び営業秘密侵害行為により営業上の利益が侵害されたか、侵害される恐れがある場合、裁判所にその行為の禁止又は予防及び関連の物件・設備の除去等を請求できるよう規定している。

しかし、現行法ではこのような禁止請求権を定めていないため、受託・委託取引において技術資料の流用行為が発生した場合、被害を受けた受託企業は公正取引委員会による措置又は裁判所による損害賠償の判決等が下されてからではないと救済を受けることができなく、その前までは禁止請求等救済を求めることができない状況である。

従って、技術資料の流用行為の禁止又は予防等を請求できるようにする禁止請求権等に関する法的根拠を設けることにより、受託企業の技術に対する保護及び救済を強化する目的である（案第28条の11の新設）。

法律第 号

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第4章に第28条の11を次のように新設する。

第28条の11（技術資料の流用行為に対する禁止請求権等）①受託企業は第25条第2項を違反する行為により、被害を受けたか、受ける恐れがある場合には、その行為をするか、

試みる者に対し、裁判所にその行為の禁止又は予防を請求することができる。

②第1項に基づく請求をする際には、次の各号の措置を共に請求することができる。

1. 第25条第2項を違反する行為を造成した物件の廃棄
2. 第25条第2項を違反する行為に提供された設備の除去
3. その他、第25条第2項を違反する行為の禁止又は予防のために必要な措置

附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

1-3 【法案提出】国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部
改正法律案（議案番号：2201141）

議案情報システム（2024.6.28.）

議案番号：2201141

提案日：2024年6月28日

提案者：イ・ジェグァン議員（共に民主党）外27人

提案理由及び主要内容

現行法では、半導体・二次電池等、国家・経済安全保障に重要な技術を戦略技術に指定し、戦略産業の育成・保護に向けた基本計画及び実行計画を確立するよう定める一方、戦略技術の輸出及び海外買収・合併の際に、産業通商資源部長官による承認を求める等、戦略技術の保護措置について規定している。

しかし、最近、米国や中国等世界主要国が、現地での生産施設の設立に対する補助金を手厚く支援する一方で、韓国企業に対し敏感な営業秘密等の核心情報を求めるため、韓国の戦略技術が流出される恐れがある。また、現行法上、基本計画及び戦略技術の流通状況を国会に報告する義務がないため、国会レベルで確認や監視が難しい現状である。

従って、戦略技術の保護・管理体系における不備を補完し、戦略産業の持続可能な成長基盤を構築するために、戦略技術保有者が外国政府から戦略技術に関わる情報の提出を求められた場合に、産業通商資源部長官から承認を受けるよう明示し、産業通商資源部長官が基本計画及び前年度の戦略技術流出の現況等を国家に報告するよう、その根拠となる条項を新設する目的である（案第5条第4項、第12条第6項及び第45条の2の新設）。

国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案

国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第5条第4項を第5項に改め、同条に第4項を次のように新設する。

④産業通商資源部長官は、基本計画を確立する際には直ちに国家所管常任委員会に報告しなければならない。

第12条第6項を第7項に改め、同条に第6項を次のように新設する。

⑥戦略技術保有者が実質的に支配する海外事業場に対し、外国政府が戦略技術に関わる情報の提出を求めた場合に関しては第1項から第5項までを準用する。

第45条の2を次のように新設する。

第45条の2（国家に対する報告）①産業通商資源部長官は、前年度の戦略技術流出の現況及び措置結果に関する報告書を毎年、国家所管常任委員会に報告しなければならない。

②産業通商資源部長官は、戦略技術の流出現況等、大統領令で定める事項に関して必要な場合、関係行政機関の長に対し関連資料を求めることができる。この場合、その要請を受けた関係行政機関の長は、特別な事由がなければそれに従わなければならない。

③第1項に基づく報告内容、時期等、必要な事項は大統領令で定める。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-4 【立法予告】特許法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第2024-167号）

電子官報（2024.6.28.）

特許庁公告第2024-167号

特許法施行規則の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2024年6月28日

特許庁長

特許法施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

発明者に関わる情報を体系的に管理するために、正確な識別情報を記載するよう書式を見直し、発明者に対し正しい記載を促すために、発明者による訂正可能な時期を調整する等の内容に発明者による訂正手続きを改善する一方、変化する審査環境に柔軟に対応できるように、分割出願等の審査順位に関する規定を行政規則に委任する等、特許協力条約（PCT）の条約規則に関連する改善事項を反映する等、現行制度の運営上、現われた一部の不備を改善・補完する目的である。

2. 意見提出

特許法施行規則の一部改正令案について意見がある機関・団体又は個人は2024年8月8日までに国民参加立法センター（<https://opinion.lawmaking.go.kr>）にて法令案を確認した上で意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（法人、団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇特許庁特許制度課：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟 1105 号（〒35208）
電話：（042）481-8153
Fax：（042）472-4743
電子郵便：han120@korea.kr

3. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）の「立法予告」を参照するか、特許庁特許制度課（電話：（042）481-8153）にお問い合わせください。

1 - 5 【立法予告】【立法予告】実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第 2024-168 号）

電子官報（2024.6.28.）

特許庁公告第 2024-168 号

実用新案法施行規則の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2024 年 6 月 28 日

特許庁長

実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

考案者に関わる情報を体系的に管理するために、正確な識別情報を記載するよう書式を見直し、考案者に対し正しい記載を促すために、考案者による訂正可能な時期を調整する等の内容に考案者による訂正手続きを改善する一方、変化する審査環境に柔軟に対応できるように、分割出願等の審査順位に関する規定を行政規則に委任する等、現行制度の運営上、現われた一部の不備を改善・補完する目的である。

2. 意見提出

実用新案法施行規則の一部改正令案について意見がある機関・団体又は個人は 2024 年 8 月 8 日までに国民参加立法センター (<https://opinion.lawmaking.go.kr>) にて法令案を確認した上で意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（法人、団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇特許庁特許制度課：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟 1105 号（〒35208）

電話：（042）481-8153

Fax：（042）472-4743

電子郵便：han120@korea.kr

3. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) の「立法予告」を参照するか、特許庁特許制度課（電話：（042）481-8153）にお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 「2024 女性発明王 EXPO」が開催される

韓国特許庁（2024.6.17.）

先進五大特許庁長官会合と連携し、各国の代表が女性発明政策について語る

世界最大規模の女性発明イベントである「2024 女性発明王 EXPO（以下、博覧会）」が6月20日木曜日から22日土曜日まで KINTEX の第1展示場（京畿道高陽市所在）にて開かれる。

韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する博覧会は、特許や意匠など知的財産権を出願したか、登録を受けた、韓国・外国の女性による発明品を観ることができる世界優位一のイベントで、①「第24回女性発明品博覧会」と②「第17回大韓民国世界女性発明大会」が一緒に開かれる。

【食品・美容・ITなど、さまざまな分野の女性による発明品を観覧・体験・購入できる】

①「第24回女性発明博覧会」は、韓国の女性発明企業80社が出品した優れた発明品を展示する。展示場は、生活、美容&ファッション、食品、デジタル&家電など、テーマ別に分けられ、発明品を体験・購入することができる。参加企業の一部は、ECプラットフォームのネイバーを使い、自社の商品をライブ配信で紹介・販売する。また、女性による発明品の販路を拡大するための流通・輸出相談会を行う。

②「第17回大韓民国世界女性発明大会」では、過去最大規模の20か国約400点の女性発明品を対象に、イベントの初日（6月20日）に現場での審査を行う。最終日（6月22日）に開かれる授賞式でグランプリ、金・銀・銅賞、国内外関係機関からの特別賞などを授与する。

【五庁長官会合と連携、先進5か国の代表が女性発明政策について話し合うトークショーも開かれる】

初日（6月20日）にはイベント統合開幕式および五庁（IP5）代表によるトークショーが行われる。二日目（6月21日）には女性発明家が発明や起業の経験について紹介する、グローバル女性知的財産（IP）リーダーシップアカデミー、最終日（6月22日）には世界女性発明大会の授賞式が開かれる。

とりわけ、今年は「先進五大特許庁（IP5）長官会合※」と連携して開幕式（6月20日）に米国特許商標庁（USPTO）、日本国特許庁（JPO）、欧州特許庁（EPO）、世界知的所有権機関（WIPO）の代表が各国の女性発明政策について話し合うトークショーが行われる。※6月17日（月）～20日（木）にフォーシーズンズホテルソウル（ソウル市鍾路区）にて開催

二日目（6月21日）には「グローバル女性知的財産（IP）リーダーシップアカデミー」が開かれる。超便利な靴乾燥機を開発した株式会社スマートルムベンイのユン・ヘジン代表とチキンを揚げるロボットを開発して海外進出に成功した株式会社ロボアルテのカン・ジョン代表が自ら経験した発明や起業事例を紹介し、知的財産分野の専門家が、スタートアップ向けアイデア基盤ブランディング戦略、特許権確保戦略に役に立つ特許情報検索のノウハウなどについて講演を行う。

韓国特許庁のキム・シヒョン職務代理は「今回の女性発明王 EXPO は先進五庁長官会合と連携して開催される、世界が注目する女性発明家のための博覧会である」とし、「今後も特許庁は多くの女性発明家がビジネスで成功を成し遂げるために手厚く支援していく考えだ」と述べた。

博覧会の入場は無料であり、事前登録した参加者には景品に応募できる特典を提供する。事前登録は「2024 女性発明王 EXPO」ウェブサイト（www.kiwie.or.kr）にて申込を受け付ける。

2-2 韓国特許庁、学童保育での発明教育に向けた専門家諮問会議を開催

韓国特許庁（2024.6.18.）

発明人材の育成に向けて教育専門家から意見を聞く

韓国特許庁は6月18日火曜日、政府大田庁舎（大田市西区所在）にて少子化問題の解決に向けて国レベルで運営する学童保育※政策の推進に合わせて学童保育での発明教育について議論する専門家諮問会議を開くと発表した。

※小学校で希望する児童を対象に正規の授業時間以外に教育・保育の統合サービスを提供する制度

今回の会議は、学童保育に必要な、実効性のある発明教育プログラムの開発・普及の方策、発明教育の担当人材の育成や効率的な管理策、支援体系の構築などにおける政府や民間の役割について、教育分野の専門家から意見を聞くために行われる。会議には学校や市・

道教育庁の発明教育関係者などが参加し、議論した内容を学童保育における発明教育の拡大政策に反映する考えだ。

これまで特許庁は、発明教育の拡大や人材育成に向けて教育部など関係機関と積極的に協力しており、学童保育での発明教育に向けたプログラムの開発や研究にも取り組んできた。

2024 年上半期には学童保育で発明教育を担当する人材を対象に、国際知識財産研修院で関連職務教育カリキュラムを運営し、大田広域市教育長と連携して同地域の一部の学童保育の場で発明教育を実施する計画だ。また、2025 年に学童保育の対象が小学校 2 年生まで拡大されることにより、1、2 年生向け発明教育プログラムを開発する考えだ。

特許庁の産業財産政策局長は「少子高齢化により生産人口が減りつつある現状の中で、持続的な経済成長や付加価値の創出に向けて発明・創意教育を普及していくことは非常に大事である」とし、「今後も特許庁は、学童保育で発明教育を受けた児童が未来社会で求められる創意力・批判的な思考・協力性などさまざまな能力を育てていけるよう支援していく」と述べた。

2-3 韓国特許庁、日・米・欧・WIPO とバイ会合を開催

韓国特許庁 (2024. 6. 18.)

AI 発展への対応策、特許審査協力などユーザーフレンドリーなシステム構築について議論

韓国特許庁は、「先進五大特許庁 (IP5) ※長官会合ウィーク (IP5 WEEK)」が行われる 6 月 17 日月曜日、フォーシーズンズホテル(ソウル市鍾路区所在)にて欧州特許庁 (EPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、日本国特許庁 (JPO) および世界知的所有権機関 (WIPO) とバイ会合を実施したと発表した。

※先進五大特許庁：欧州特許庁 (EPO)、日本国特許庁 (JPO)、韓国特許庁 (KIPO)、中国国家知識財産権局 (CNIPA)、米国特許商標庁 (USPTO)

韓国特許庁は、今回のバイ会合で両機関における知的財産分野の懸案を共有し、19 日の「先進五庁長官-産業界連席会議」と 20 日の「先進五庁長官会合」の成功的な開催に向けた具体的な協力策などについて議論した。

主な議論事項は以下のとおりである。

【①韓・欧ハイレベル会合：ユーザーフレンドリーなシステム構築について議論】

KIPO のキム・シヒョン特許庁長職務代理は、6月17日月曜日午前9時30分、EPO の Nellie Simon 副長官とハイレベル会合を行った。EPO は韓国企業の出願件数が多いところで、2023年 EPO における出願件数ランキングで韓国が上位5位となっている※。

今回の会合で両庁は、ユーザーフレンドリーなシステム構築に向けて▲欧州で2023年6月に採用された単一特許および統一特許裁判所制度の利用活性化に向けた協力策、▲先進五庁の協力課題の一つである「国際的な特許の譲渡（Global Assignment）」※※を効果的に導入する方策などについて議論した。

※EPO における出願件数ランキング（2023年）：①米国、②ドイツ、③日本、④中国、⑤韓国

※※特許権者が特許権譲渡申込書を五庁のうち一か所に提出すれば、ほかの4庁においても当該の特許権に対し譲渡の効力を認める内容

【②韓・米特許長官会合：AI 発明者権、ユーザーフレンドリーなシステム構築などについて議論】

KIPO のキム・シヒョン特許庁長職務代理は、6月17日月曜日午後1時、USPTO の Kathi Vidal 長官とバイ会合を開き、AI 発明者権（Inventorship）をめぐる現状について議論した。両庁は、米大統領行政命令（2023年10月）により、USPTO が最近公開した「人工知能（AI）を利用した発明に対する発明認定ガイドランス」など AI 関連の審査動向について話し合い、今後、AI など新技術分野において緊密に協力していくという認識を共有した。

また、両庁は、ユーザーフレンドリーなシステム構築に向けて▲相手国企業を対象にする交差教育プログラム※の実施、▲特許協働調査試行プログラム（CSP※※）の改善策について原則合意し、詳細事項については実務者会合を通じて決めることにした。

※USPTO は韓国企業を対象に米国の知的財産制度に関する教育を、KIPO は米国企業を対象に韓国の知的財産制度に関する教育を相互提供する

※※Collaborative Search Program：二国で同一の発明が出願された場合、出願人の申請により、当該国の審査官が選考技術文献の情報を共有し、審査に活用する

【③韓・日特許長官会合、および、④KIPO・WIPO 会合：AI、知的財産情報化などについて議論】

KIPO のキム・シヒョン特許庁長職務代理は、6月17日月曜日午後4時30分、JPO の濱野

幸一長官と両庁間の協力策について議論した。両庁は昨年5月、6年ぶりにバイ会合を再開して以降、特許、商標、情報化など分野別の実務者会合を活発に行っている。今回の会合で両庁は、AI発明に関する審査制度の比較研究の必要性について認識を共有し、今後、関連分野の協力を強化していくことにした。

また、午後2時30分、世界知的所有権機関のLisa Jorgenson特許分野事務次長とハイレベル会合を開き、開発途上国への支援および知的財産情報化分野など、協力策について議論した。

キム・シヒョン特許庁長職務代理は「先進五庁長官会合ウィークの機会にバイ会合を実施した米国、日本、欧州は、韓国企業の出願件数が多く、非常に重要な国（地域）である」とし、「この国々（地域）と緊密な連携を図ることで韓国企業がより活躍しやすい環境づくりに向けて取り組んでいく」と述べた。

※外国における韓国企業の出願件数ランキング（2022年）：米（41,485件）、中（18,262件）、欧（10,389件）、日（7,149件）（出典：WIPOのIP統計センター、EPO統計）

2-4 韓国特許庁、建設産業の知財競争力強化に向けた懇談会を開催

韓国特許庁（2024.6.21.）

産学研の専門家から学界の意見や建議事項を聞く

韓国特許庁6月21日金曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区所在）にて建設分野の産学研による懇談会を開く。

今回の懇談会は、強い特許権の確保や新技術の開発をリードしている企業家、研究員、大学教授、弁理士など産学研の専門家を招いて学界のさまざまな意見や建議事項を聞くためである。

懇談会で特許庁は、今年から新しく運用される知的財産制度や建設分野の知財権の動向について紹介し、最近増加傾向にあるスマート建設分野の特許を効果的に確保し活用する方策について産学研の専門家と意見交換を行う考えだ。

特許庁の機械金属審査局長は「今回の懇談会は、産学研の専門家が知財の懸案について理解の幅を広げる良い機会になると思う」とし、「今後も特許庁は産学研とコミュニケーションを重ね、建設産業の競争力を高める強い特許を確保できるよう支えていく」と述べた。

五庁共同宣言文の採択により、持続可能な開発目標の実現に向けたガイドラインに合意

韓国特許庁は、韓国、欧州、日本、中国、米国の知的財産庁からなる先進五大特許庁 (IP5) と「産業界代表※との連席会議」および「先進五大特許庁 (IP5) 長官会合」を 6 月 19 日、20 日にソウル市※※にあるフォーシーズンズホテル (ソウル市鐘路区所在) にて開催したと発表した。

今回の会合は 2019 年、仁川 (インチョン) 松島 (ソンド) での会合以来、5 年ぶりに韓国が主催し、五庁長官と産業界の代表など約 100 名が参加した。長官会合で五庁長官は、①知的財産分野における持続可能な開発目標※※※ (Sustainable Development Goals: SDGs) の実現方策、②グローバルな権利移転などユーザーフレンドリーな知的財産システムの構築、③人工知能 (AI) など新技術発展への対応策などについて踏み込んだ議論を行った。

※韓国知識財産協会 (KINPA)、米国知的財産権者協会 (IPO)、米国知的財産権法協会 (AIPLA)、

日本知的財産協会 (JIPA)、中国特許保護協会 (PPAC)、ビジネスヨーロッパ (BE)

※※世界知的所有権機関 (WIPO) が行った 2023 年世界の科学技術クラスター評価においてソウルが 3 位にランクイン (1 位東京・横浜、2 位中国の深圳・香港・広州クラスター)

※※※人間、地球、豊かさ、平和、パートナーシップの 5 つの領域において持続可能な開発目標を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲット (2015 年第 70 回国連総会で採択)

五庁 (IP5) は世界全体の特許出願の約 85% を占める知的財産分野の G5 である。韓国特許庁は、世界 4 位規模の特許出願を担当する先進的な知的財産機関として、欧州、日本、中国、米国の知的財産庁と共に 2007 年に五庁の協力体制を作り、「ユーザーフレンドリーな世界の知的財産エコシステムづくり」をリードしている。

主な議論と成果は以下である。

【①持続可能な開発目標の実現に向けた知的財産分野における協力策の模索】

五庁は、今回の長官会合で「国連の持続可能な開発目標の実現」に向けた中長期計画を盛り込んだ「先進五大特許庁の共同宣言文」を採択した。これまで五庁は、持続可能な開発

目標の実現に向けて知的財産分野での協力について深く議論してきた。昨年、米国のホノルルで開かれた五庁長官会合では「持続可能な開発目標の実現」を五庁ビジョンとして掲げ、五庁による主な協力目標の一つになっている。今回の会合では、韓国特許庁（KIPO）と日本国特許庁（JPO）が共にリードする「持続可能な開発目標の実現に向けた先進五大特許庁（IP5）の協力指針（Guideline for Building a Sustainable Future）」に五庁が合意し、今後の履行に向けて五庁が協力していく。

また、五庁長官は「持続可能なイノベーションに向けた包括的な知的財産システムの構築」をテーマに、中朝企業の成長を促進するための知財の役割について深く議論した。とりわけ、KIPO は、中小企業向け出願費用の支援、知的財産価値評価の支援など、出願から企業化に至るまで中小企業の成長を支える韓国の支援策や今後の計画を紹介して、五庁と産業界から大きく注目を受けた。

【②グローバルな権利移転などユーザーフレンドリーな国際的知的財産システムの構築について議論】

五庁長官はユーザーフレンドリーなシステムの構築についても意見を交わした。特許権者が特許権譲渡の申請書を一つの庁に提出すれば、ほかの四庁においても当該特許権譲渡の効力を認めるという「グローバルな権利移転」のテーマの進捗状況について KIPO がリードして発表し、四庁の長官は施行に向けて必要な制度への検討を迅速に行うことに合意した。また、中国特許庁（CNIPA）は「特許審査ハイウェイ（PPH※）」に基づく特許出願の審査結果を 3 月以内に出願人に通知する日・米・韓の共同プログラムに参加することにした。これにより、中国への出願※※に対する審査が迅速化し、審査結果が通知される時期について出願人が予測できるようになると期待される。

※Patent Prosecution Highway：第一庁（先行庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、後続庁においても早期審査を受けることができる枠組み

※※ここ 10 年間（2014 年～2023 年）韓国→中国 PPH 出願：2,983 件

【③人工知能など新技術発展に伴う知的財産分野での協力について議論】

五庁は人工知能（AI）など新技術発展に伴う知的財産分野の対応策についても議論した。五庁長官は KIPO のリードで第 14 回五庁長官会合（2021 年）において承認された「新技術/人工知能（NET/AI）ロードマップ」の推進状況を共有し、今後の計画について議論した。とりわけ、KIPO がリードするテーマである「人工知能（AI）を発明者として認めるかどうかに関する 5 か国の法制・判例の動向（Inventorship of AI generated inventions）」に関する研究結果が今回の長官会合で承認された。この研究結果には、米

大統領令（2023年10月）により米国特許庁（USPTO）が発表した「人工知能（AI）を利用した発明に関する発明者権ガイドライン」など五庁の関連政策の動向が反映されている。

KIPOのキム・シヒョン長官代理は「2019年の仁川（インチョン）松島（ソンド）での開催以降、5年ぶりに韓国が主催する五庁長官会合が、ダイナミックな革新都市、ソウルで開かれることとなり、大変嬉しく思う」とし、「今回の会合を機に韓国が、持続可能な開発目標の実現と国際調和を図る知的財産制度の発展をリードする先進国家として位置付けられるよう、最善を尽くしていく」と述べた。

2-6 「2024 女性発明王」はフィルターなし空気清浄技術を開発した韓国企業の女性社長が受賞

韓国特許庁（2024.6.24.）

6月20日から22日まで開かれた「2024 女性発明王 EXPO」が閉幕

韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する「2024 女性発明王 EXPO」（大韓民国世界女性発明大会および女性発明品博覧会）が4日間の日程の最終日（6月22日土曜日）に授賞式を開催した。

発明への熱い情熱が感じられる、世界の女性発明家のイベントである今回の女性発明王 EXPO・世界女性発明大会には、20か国約400点が出品・展示され、現場での審査を経て賞を授与する。

今年はジョン・ユニョン代表の「フィルターなし空気清浄技術」が第17回大韓民国世界女性発明大会のグランプリを受賞した。

ジョン代表は遠心力を使って水を供給し、水を噴射して空気を浄化する空気清浄機を発明した。この発明品には、空気清浄のみならず、炭素を回収する昨日まで搭載され、家庭用のほかにも密室施設、産業現場など、さまざまな分野で活用できると期待される。

セミグランプリは、イ・ヘヨン氏（株式会社 HLサイエンス）が発明したアシュワガンダの抽出物およびシベリアノギク抽出物の複合物成分を含有する、肥満予防・改善・治療用の造成物、ジョン・ヨンヒ氏（株式会社 JK-INC）が発明したカスタマイズ型化粧品自動製造システム、Kinga ZELECHOWSKA-MATYSIAK氏（ポーランド）が発明した同位元素表示のトラスツズマブエムタンシン接合体とその製造方法および抗がん治療の使用法、

Phan Thi Lan 氏（ベトナム）が発明した硫化物の検知および製造方法を含む硫化物検知センサー、Xiomara Mireya GASPAS HUANCA 氏（ペルー）が発明した生体高分子およびエッセンシャルオイルを使ったアボカドの微生物の制御および減量制御の製造方法が受賞した。

特許庁の産業財産政策局長は「女性の発明品が世界の日常にイノベーションをもたらしている」とし、「これまでのように女性発明家が出したアイデアを製品化できるよう、特許庁が手厚く支援していく」と述べた。

2-7 韓国特許庁、「特許制度改善に向けた知財専門家の懇談会」を開催

韓国特許庁（2024.6.24.）

学界・法曹界・産業界の専門家が特許法・制度の改善策について話し合う

韓国特許庁は6月24日月曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区所在）にて各界の知的財産専門家と共に技術革新のスピードに応じた特許制度の改善策について議論するために「特許制度改善に向けた知的財産（IP）専門家の懇談会」を開くと発表した。

今回の懇談会は、午前には知的財産権法の教授、裁判官、弁護士、弁理士など学界・法曹界の専門家が、午後にはサムスン電子、LG エネルギーソリューションなど多出願企業および半導体、バイオなど主要技術分野の企業※が参加する。

※ [2023年韓国の10大多出願企業のうち、懇談会の参加企業] サムスン電子、LG エネルギーソリューション、現代自動車、韓国電子通信研究院、LG 電子

[主要技術分野] ジュソンエンジニアリング（半導体装置）、サムスンバイオエピス（バイオ）、GC バイオファーマ（製薬）、SK テレコム（IT）

特許庁は、半導体や二次電池など先端技術について早期審査を行う優先審査制度の改正事項や審査官との面接制度など、審査に関する主要政策を紹介し、

▲特許権者の権益を増進する目的で、過ちにより消滅された特許を回復させる要件の緩和、▲正しい発明者の表記を目的とする発明者による訂正制度の改善、▲特許制度の公正な利用を目的で、不正に登録した特許を無効にする方策など、最近の特許法・制度の改善策について意見を交わす考えだ。

企業関係者の悩みや意見、それに応じる専門家からのアドバイスなどを特許庁に提案することができると思われる。取りまとめた意見については、技術競争が激しい中で企業が

知的財産権を利用して競争力を確保し成長できるよう、制度の改善や支援策の発掘に活用する考えだ。

特許庁の特許審査企画局長は「先週、韓国は「先進五大特許庁長官会合」を成功裏に開催するなど、知的財産分野で大きく影響を与えている」とし、「企業関係者や専門家からの意見は、韓国企業が国内外で強い特許を確保できるように先進的な特許制度を策定する上で土台となると思う」と述べた。

2-8 韓国特許庁、IP 回収支援機構・IP 仲介協約機関と担保特許権の収益化方策を考える懇談会を開催

韓国特許庁（2024.6.25.）

特許の財産的価値を有効に活用する！

#銀行から自分が保有する特許権 A を担保に（以下、担保 IP）融資を受けた扇風機製造会社 B 社は、コロナ禍以降、経済停滞と高金利に耐えられず、経営破綻に陥った。莫大な損失を受けた銀行は、担保にしている特許権 A を IP 回収支援機構に売り、損失を補填することができた。

#IP 回収支援機構は、買収した特許権 A を収益化するために当該の特許を必要とする企業を募集した。そこで IP 仲介協約機関がマーケティング活動により需要者を見つけ、IP 回収支援機構が特許権 A についてライセンス契約または売却を進めるようサポートした。

韓国特許庁は 6 月 25 日火曜日、韓国科学技術会館（ソウル市江南区所在）にて IP 担保貸出回収支援機構（以下、「IP 回収支援機構」）※と IP 仲介協約機関※※が参加する懇談会を開くと発表した。

※IP 担保貸出回収支援機構：特許庁、韓国発明振興会、INTELLECTUAL DISCOVERY 社が所属し、支払い不能になった IP 担保融資の担保 IP を銀行から買収する役割

※※IP 仲介協約機関：特許権を取引する特許法人、民間技術取引機関など計 47 社で構成され、担保 IP の取引仲介を行う内容で特許庁と協約を締結

懇談会は、IP 回収支援機構と IP 仲介協約機関の間で担保 IP の取引を促進するための仕組みを作り、IP 取引を行う関係者から意見を聞いて事業を活性化する趣旨である。

特許庁は今回の懇談会で、IP 仲介協約機関とは担保 IP の売却に成功した事例を共有し、各機関から建議事項などを集めて担保 IP の取引活性化について話し合う考えだ。また、担保 IP を買収する企業に対する支援プログラムなど担保 IP 買収への需要を促す方策に

についても意見を聞く考えだ。

IP 回収支援機構は、銀行の回収負担を軽減するために支払い不能に陥った IP 担保融資に対し、当該の担保 IP を買収し、ライセンス契約や売却などを行って収益化する事業である。IP 回収支援機構は 2020 年発足以降、計 186 件の担保 IP を買収し、このうち 46 件に対し収益化を図ったことで銀行の負担を軽減させ、IP 担保融資の拡大※に寄与している。
※IP 担保融資の残高規模：（2019 年）0.7 兆ウォン→（2023 年）2.3 兆ウォン

特許庁の産業財産政策局長は「IP 金融の柱である IP 担保融資において担保 IP の収益化を図る IP 仲介協約機関の役割は非常に大事だ」とし、「IP 担保融資は、中小企業にとって有効な資金調達の手段になるため、充実した IP 回収支援事業を運営し、IP 仲介協約機関とコミュニケーションを重ねて担保 IP の収益化に積極的に取り組んでいく」と述べた。

2-9 韓国特許庁、バイオ・製薬企業を対象に「知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する WIPO 条約の説明会」を開催

韓国特許庁（2024. 6. 25.）

特許出願時に遺伝資源および関連する伝統的知識の出所の開示義務…今年 5 月採択

韓国特許庁は 6 月 26 日水曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて遺伝資源を利用するバイオ、製薬企業などを対象に「知的財産、遺伝資源※および関連する伝統的知識に関する WIPO※※条約※※※（2024 年 5 月採択、現在まで未発効、以下「条約」）」の説明会を開く。

※遺伝資源：植物、微生物、動物など遺伝の機能的な単位を有する生物のうち、現実の、または潜在的な価値を持つもの

※※世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization）

※※※（英文）‘WIPO Treaty on IP, Genetic Resources and Associated Traditional Knowledge’

説明会には、特許庁の産業財産保護協力局長と関連部署の担当者、バイオ分野企業と研究院、関連団体※などが参加する。説明会では、特許庁の担当者が条約採択の経緯、主要条項、条約による各国における制度の変化や影響について説明し、その後、質疑応答の時間を設ける。

※サマ製薬、GC バイオフーマ、韓国生命工学研究院、韓国食品研究院、韓国種子協会、大韓化粧品協会など

【条約の主要内容】

- ・遺伝資源・伝統的知識の出所の開示義務：遺伝資源および遺伝資源に関連する伝統的知識を基にした発明の特許出願時、出願人は遺伝資源の原産国、または入手元、関連する伝統的知識を提供した先住民、地域社会などに関する出所情報を開示しなければならない。
- ・義務不遵守の場合の制裁：出所開示義務を不遵守した理由のみで特許が拒絶されるか、登録が取り消されることはないが、不遵守に欺罔の意図がある場合、加盟国の国内法に基づく制裁が科される。

【開発途上国を中心に 31 か国が加盟…韓国企業、条約加盟国への出願時には注意が必要】

同条約は、特許出願時に、遺伝資源および関連する伝統的知識の出所（原産国/先住民）の情報の開示を義務付けたもので、ブラジル、インドなど遺伝資源の豊富な国を中心に開発途上国側が、遺伝資源・伝統的知識から発生した利益を共有してもらう手段として主張してきた内容である。今年 5 月 24 日、スイスのジュネーブにある WIPO 本部にて行われた外交会合で条約が採択され、25 年がかかって特許制度下で国際ルールとして定められた。これまでアフリカ、中南米など開発途上国を中心に 31 か国が加盟している。

韓国は特許出願人の負担になるとの判断で、米国や日本と共に条約には加盟しない考えだが、同条約に加盟している国に海外出願を進める企業にとっては注意が必要だ。

特許庁は昨年、関連業界に条約の草案と各国における出所開示制度に関する情報を提供し、それによる意見を取りまとめるために 2 回にわたって（2023 年 8 月、11 月）説明会を開き、今年初旬にはアンケート調査を実施するなど、韓国企業に対し海外での知財権確保への支援を行うために取り組んできた。今後も特許庁は、条約加盟の状況や各国における出所開示制度に関する情報を検討し続け、韓国の利害関係者に提供する考えだ。

特許庁の産業財産保護協力局長は「最近のバイオ産業では米中間の新しい覇権争いが始まっているため、同分野の重要性は高まっている」とし、「特許庁は、急成長している韓国バイオ業界が研究開発活動や特許権の確保を進める上で、同条約によりアイナスの影響を受けることがないように、積極的に対応し支援していく」と述べた。

説明会の詳細については、特許庁の産業財産通商協力チーム（電話：042-481-8555）にて相談できる。

2-10 販売者・消費者向け「正しい知財権表示自己チェックリスト」と「知財権虚偽表示通報センター案内」が7月から公開される

韓国特許庁（2024.6.26.）

知財権の正しい表示に対する国民の認識向上を図る

韓国特許庁は、知的財産権の正しい表示への認識を向上させるために、積極的な行政活動の一環としてECプラットフォーム上の販売者や消費者を対象に「正しい知的財産権表示自己チェックリスト」と「知的財産権虚偽表示通報センター案内」を作成し7月から公開すると発表した。

特許庁は毎年、通報や企画調査などの結果を基に、知的財産権の虚偽表示の商品を摘発して是正措置を行っている。しかし、知的財産権の正しい表示の重要性を認識せず、ECプラットフォームに販売者が商品を投稿する際に、さまざまな種類の表記ミス※が生じている。

※消滅した権利を有効な権利に表示、出願したことの無いものに対し出願中であると表示、知財権の種類や番号を間違えて表示、存在しないか適用できない権利を表示など

①商品販売者が知的財産権を正しく表示しているかどうか、事前にチェックできる「正しい知的財産権表示自己チェックリスト」を作成する。

「自己チェックリスト」は、販売者が商品について投稿する際に、▲知的財産権が適用された製品であるかどうか、▲現在の権利の状態（拒絶、放棄、消滅していないか）、▲出願中または登録、▲知的財産権の種類と権利番号の表記が正しいか、▲出願・登録番号の表記が正しいか、などの有無を自らチェックできる内容である。

②消費者を対象にECプラットフォーム上で頻繁に見つかる知財権の虚偽表示の類型を解説し、通報センターをPRする「知的財産権虚偽表示通報センター案内」を改善する。

「知的財産権虚偽表示通報センター案内」は、消費者が▲虚偽表示の類型、▲虚偽表示通報センターの役割や機能、▲知的財産権を正しく表示する方法などについてわかりやすく解説している。

特許庁は「自己チェックリスト」と「虚偽表示通報センター案内」を主なECプラットフォーム※や関係機関※※に7月から配布する計画だ。また、今年5月から民間と協力する行政活動の一環として「QRコード表記推奨キャンペーン※※※」を行っている。今後

も特許庁は、商品販売者が知的財産権の表記ミスを改善し、知的財産権の正しい表記に対する国民の認識を向上させるために引き続き取り組んでいく考えだ。

※ネイバー、クーポン、Gマーケット、11番街、ロッテON、ウィメプ、ティーモン、インターパーク、SSG

※※全国の自治体、韓国化粧品協会、韓国健康協会、韓国自治体協会、中小企業技術革新協会など

※※※オンライン上の販売投稿に知財権QRコード（スキャンして知財権情報を確認）の表記を推奨

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回、新しく作成した自己チェックリストと虚偽表示通報センター案内を広く配布して、知的財産権の正しい表示への販売者の理解と、消費者の保護、知財権を正しく表示する文化が定着することを期待する」と述べた。

知財権の虚偽表示の通報は、知的財産権虚偽表示通報センターウェブサイト（<https://www.ipnavi.or.kr/falsemark>）または電話（1670-1279）にて相談できる。

2-11 「サプライチェーン安定化法」の施行による「第一次サプライチェーン安定化委員会」を開催

関係部処合同（2024.6.27.）

サプライチェーンの安定化を図り、韓国の経済安全保障を守ります

<第一次サプライチェーン安定化委員会>

チェ・サンモク副総理兼企画財政部長官は6月27日木曜日午前10時、政府ソウル庁舎にて第一次サプライチェーン安定化委員会を開催しました。

※副総理（主宰）、外交・国防・産業・科学技術・国土・環境・海水・行政安全・農林・福祉・中小ベンチャー企業・金融委、國務調整室、関税・調達・防衛事業庁、食品医薬品安全処、国家情報院、国家安保室、民間委員が出席

サプライチェーン安定化委員会は、「サプライチェーン安定化法」に基づき設置された、政府による安定化政策に関する関係各所のコントロールタワーとして、本日（6月27日）、サプライチェーン安定化法の施行により初めて開催され、

本日の第一次会議では、①サプライチェーン安定化の推進戦略、②経済安保に係る品目・サービスの指定（案）、③サプライチェーン安定化委員会の構成及び運営方向について議

論しました。

チェ副総理は、冒頭発言で世界的な複合危機とサプライチェーンの分断という状況に対応し、経済安全保障とサプライチェーンの強靭化を図るために「サプライチェーン3法」が導入されたとし、本日、初めてサプライチェーン委員会を開催し、4つの政策方向が盛り込まれたサプライチェーン安定化推進戦略を議決すると述べました。並びに、今後、サプライチェーン委員会には、世界的なサプライチェーンのリスクという荒波に立ち向かう航空母艦の操舵手のような役割を果たすことを期待すると述べました。

チェ副総理は、サプライチェーン安定化の推進戦略の主要内容について言及し、

第一、コア品目・サービスの需給安定化を図るために、特定国への依存度が高く、国内生産が難しい経済安保品目を約 200 個から約 300 個まで拡大し、そのうち半導体・二次電池などコア産業に関わる品目については内製化と多角化の計画を立て、政府による支援やモニタリングを集中させる考えであることを述べました。並びに、この品目の需給安定に寄与する先導事業者に対しては今年中、5兆ウォン規模のサプライチェーン基金を優先して支援し、危機が発生した場合には事態解決のタイムリミットを有効に活用できるよう公共備蓄を拡大すると述べました。

第二、国内製造能力を拡充するなどサプライチェーンエコシステムを強化するとしました。経済安保品目の生産企業に対し、海外事業場の縮小義務を免除させ、国内Uターンを促し、海外資源取得に対する投資税額控除の要件を緩和させ、企業による鉱物資源の確保を支えると述べました。また、コア品目において原資材・中間財の確保、R&D、輸送などサプライチェーンの強靭化を図り、サプライチェーンの混乱に脆弱な中小企業に対し、各企業の状況に応じた支援策を講じる一方、尿素・黒鉛など需給が不安定な品目については国内生産を支援するよう検討すると述べました。

第三、サプライチェーンにおけるコア技術の国産化を図り、技術保護を強化するとしました。先端戦略産業とコア品目に関わる技術については政府による R&D 財政支援を引き続き拡大し、現在、税額控除の対象である新成長・源泉技術・国家戦略技術にサプライチェーンにおけるコア技術を追加することを検討すると述べ、防衛産業及び基幹産業の技術と特許の流出を防ぐために罰則の強化など関連制度を見直すとして述べました。

最後に、IPEF サプライチェーン協定、MSP など国際協力を積極的に推進し、サプライチェーン基金や公的な開発援助（EDCF など）を通じた協力事業を発掘するとしました。

チェ副総理は、締めくくりの言葉として、政府は上記の戦略を基に今後3年間にわたる実行計画が盛り込まれた「サプライチェーン安定化基本計画」を下半期に確立する考えであるとし、コア品目や先端産業、食糧、物流など各分野にかけて実効性のある対策を講じていくと強調しました。

<企業訪問及び懇談会>

チェ副総理は、サプライチェーン委員会の行事とは別件で、今年6月24日、二次電池のコア素材である陰極材を生産する株式会社ポスコケミカル※の世宗（セジョン）工場（世宗市所在）を訪問し、生産施設を見学し業界関係者と懇談会を開きました。

※陰極材の原材料である天然黒鉛及び人工黒鉛の輸入多角化と国産化を推進

チェ副総理は「二次電池産業は、韓国経済の未来を担うコア産業でありながらも、原材料の対外依存度が高い分野であるため、今後、政府は業界と緊密な意思疎通を図ることで韓国企業による海外鉱物資源の確保、国内での代替生産などを積極的に支援していく」と述べました。

2-12 韓国特許庁、「LG ディ스플레이」と特許競争力強化について話し合う

韓国特許庁（2024. 6. 27.）

ディスプレイ分野で優位を維持している知財戦略を共有する

韓国特許庁は6月27日木曜日、青南台（チョンナムデ、忠清북도清州市所在）大統領記念館別館にてLGディスプレイの関係者と懇談会を開く。

今回の懇談会は、ディスプレイ技術をめぐり韓国と中国の間で技術覇権争いが激化する中で、ディスプレイ分野の出願件数が多い企業から意見や建議事項などを聞き、品質の高い特許審査サービスを提供する趣旨である。

懇談会でLGディスプレイは次世代ディスプレイとして注目を集めるマイクロLED技術について説明し、特許庁はマイクロLED技術の特許動向を紹介するなど次世代ディスプレイ分野で韓国企業が優位を維持できる方向や戦略について議論する考えだ。

特許庁の半導体審査推進団長職務代理は「今回の懇談会は、ディスプレイ分野の最新技術や知財情報を共有し、相互の理解の幅を広げる非常に意義のある時間だ」とし、「特許庁はディスプレイ分野で韓国企業が特許競争力を強化できるよう産業界とコミュニケーション

ョンを重ねていく」と述べた。

2-13 韓国特許庁、「産業財産情報活用に関する基本計画の策定推進団」を発足

韓国特許庁（2024.6.27.）

産業財産ビッグデータの戦略的活用による技術競争力強化策を考える

世界で5.8億件に達する産業財産ビッグデータ※を戦略的に活用して、R&D・産業・安全保障の国政運営および国家安保技術の流出防止を支援する国レベルの政策の策定が第一歩を踏み出す。

※特許、実用新案、意匠、商標などの発生・変更・消滅の過程において収集・生成される情報

韓国特許庁は6月27日木曜日、ELタワー（ソウル市瑞草区所在）にて「産業財産情報活用に関する基本計画の策定推進団（以下、「推進団」）」の発足式を開いた。

推進団は「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」の制定により、産業財産情報活用に関する基本計画（以下、「基本計画」）に専門家の意見を反映するための行政活動として作られた。ソウル大学チョン・サンジョ教授が団長を務め、産業界、学界・研究界、公共・管理など約30名の委員が経済安全保障、産業革新、インフラなど3つの分科に分けられ活動を行う。

今年初めて策定する基本計画は、①安保技術の流出防止に向けた機関間の協力体系の構築、②特許データに基づく技術・産業・経済戦略の策定、③特許情報の管理および活用にかかるプラットフォーム開発などを主とする。

チョン団長は「特許データは、技術発展を加速化させ、企業と国の競争力を強化させる、欠かせない資産であり、それを戦略的に活用することで価値を最大化し、韓国社会のイノベーションや成長を促すことが重要である」と述べた。

特許庁長は「基本計画は各機関にとって、特許データに基づく基盤産業・技術モデルの拡散、技術流出の防止および保護に向けて協力を図るための道しるべとなる」とし、「各界の専門委員と政策について深く議論を重ね、実効性のある基本計画を立てていく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 2023年米国における韓国企業の特許訴訟が107件と前年比3.9%増

韓国特許庁（2024.6.28.）

海外で起こる特許紛争の状況を把握して企業に迅速な支援サービスを提供

米国で韓国企業と外国企業の間で起こった特許訴訟は、2023年107件に達し前年比3.9%増加している。

韓国特許庁は6月28日金曜日、米国に進出する韓国企業が特許紛争に適切に対応できるよう、昨年、米国における韓国企業の特許紛争の動向を分析した「2023 知的財産（IP）動向（Trend）年次報告書」を発表した。

【米国における韓国企業の特許訴訟107件のうち、大企業73件（68.2%）、中小・中堅企業34件（31.8%）】

昨年、米国で起こった韓国企業と外国企業の間での特許訴訟107件のうち、大企業は73件（68.2%）、中小・中堅企業は34件（31.8%）※であることがわかった。大企業が関係する訴訟は2022年の75件から2023年は73件と少し減っているが、中小・中堅企業が関係する訴訟は2022年の28件から2023年は34件と増えている。

※米国における韓国系企業の特許訴訟のうち、中小企業の割合（%）：（2019年）39.4→（2020年）11.3→（2021年）20.1→（2022年）27.2→（2023年）31.8

とりわけ、中小・中堅企業の特許訴訟34件のうち、中小・中堅企業が訴訟を提起した方が19件と、特許訴訟を起こされた方の15件に比べて多く、これは韓国の中小・中堅企業が外国企業に対し積極的に権利行使を行っているためだとみられる。

【米国における韓国企業関係の特許訴訟の大半は電気・電子分野（85件）、全体の79.4%】

電気・電子、機械・運送、機構・機器、化学・バイオ、その他産業など、5大産業分野別でみると、米国における韓国企業関係の特許訴訟は2022年に続き2023年にもコンピュータ・通信・半導体など電気・電子分野で多く起こっている。2023年、電気・電子分野の特許訴訟は全体の107件のうち85件と、79.4%※を占めている。

※米国における韓国企業関係の特許訴訟のうち電気・電子分野の割合（%）：（2019年）84.4→（2020年）88.7→（2021年）82.1→（2022年）84.5→（2023年）79.4

【米国で韓国企業が提訴した事件 23 件、提訴された事件 84 件…提訴された事件のうち 64 件（76.2%）は NPE が提起】

昨年、米国における韓国企業関係の全体の訴訟 107 件のうち、韓国企業が提訴した事件は 23 件（21.5%）に過ぎず、韓国企業が提訴された事件が 84 件（78.5%）と多くを占めている。韓国企業が提訴された事件 84 件のうち、特許不実施主体※（NPE）が提起したのは 64 件（76.2%）、製造企業など（NPE 以外）が提起したのは 20 件（23.8%）である。特許不実施主体（NPE）が韓国企業を提訴した 64 件（76.2%）※は 2022 年の 74 件（86.0%）に比べやや減少※※しているものの、韓国企業が特許不実施主体（NPE）に提訴される事件が相次いでいることがわかった。

※特許不実施主体（NPE、Non-Practicing Entity）：保有特許を活用する直接的な生産活動をせず、特許権の行使のみで収益をえる事業者のこと

※※米国で韓国企業が提訴された事件のうち、原告が NPE の訴訟の割合（%）：（2019 年）71.6→（2020 年）72.8→（2021 年）78.5→（2022 年）86.0→（2023 年）76.2

また、特許不実施主体（NPE）が韓国企業を対象に提起した特許訴訟 64 件のうち、大企業は 57 件（89.1%）と大半を占め、中小・中堅企業は 7 件（10.9%）にとどまっている。

特許庁の産業財産保護協力局長は「海外で起こる韓国企業関係の特許紛争や特許不実施主体（NPE）から提訴された事件など状況をしっかり把握する必要があると思う」とし、「海外で特許紛争に巻き込まれた企業にたいして対応戦略の相談サービスなどを支援する考えだ」と述べた。

知的財産動向（IP Trend）年次報告書は、韓国知識財産保護院の「知識財産保護総合ポータル IP-NAVI（www.ip-navi.or.kr）」にて閲覧できる。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁、WIPO から保護要請を受け公益的な標章 72 件の情報公開

韓国特許庁（2024.6.17.）

商標登録が制限される公益的な標章について出願人の注意が必要

韓国特許庁は世界知的所有権機関（WIPO）からパリ条約※第 6 条の 3 による公益的な標章 72 件に対する保護の要請を受け、関連情報を特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）に公開したと発表した。

※1883年3月、国際的な観点で産業財産権を保護するために、フランスの首都パリで締結された条約で、180か国が加盟（2024年6月時点）

公益的な標章は、パリ条約等の同盟国の旗章、公共の印章、政府間機構の旗章などであり、これと同一・類似する商標については登録が拒絶、または無効になり、無断使用が制限されるため、出願人の注意が必要だ。

現在公開されている公益的な標章の累積4,384件のうち、2024年上半期に新しく保護要請を受けている件数は計72件であり、内容変更1件についても要請を受けている。

特許庁の商標審査政策課長は「公益的な標章への保護は、国と国際機構への信頼やプレゼンスを高め、公益を保護するという面で非常に重要だ」とし、「保護要請による情報を迅速に公開して協力体制を続けていく」と述べた。

パリ条約に関する公益的な標章については特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）※にて閲覧・検索できる。

※特許庁ウェブサイト＞知識財産制度＞商標/デザイン＞パリ条約に関する公益的な標章

4-2 韓国特許庁、商標登録の電子出願をサポートする「間違いやすい不明確な名称」のリストを拡大

韓国特許庁（2024.6.24.）

商標登録が制限される公益的な標章について出願人の注意が必要

韓国特許庁は世界知的所有権機関（WIPO）からパリ条約※第6条の3による公益的な標章72件に対する保護の要請を受け、関連情報を特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）に公開したと発表した。

※1883年3月、国際的な観点で産業財産権を保護するために、フランスの首都パリで締結された条約で、180か国が加盟（2024年6月時点）

公益的な標章は、パリ条約等の同盟国の旗章、公共の印章、政府間機構の旗章などであり、これと同一・類似する商標については登録が拒絶、または無効になり、無断使用が制限されるため、出願人の注意が必要だ。

現在公開されている公益的な標章の累積4,384件のうち、2024年上半期に新しく保護要

請を受けている件数は計 72 件であり、内容変更 1 件についても要請を受けている。

特許庁の商標審査政策課長は「公益的な標章への保護は、国と国際機構への信頼やプレゼンスを高め、公益を保護するという面で非常に重要だ」とし、「保護要請による情報を迅速に公開して協力体制を続けていく」と述べた。

パリ条約に関する公益的な標章については特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) ※にて閲覧・検索できる。

※特許庁ウェブサイト>知識財産制度>商標/デザイン>パリ条約に関する公益的な標章

その他一般

5-1 自然災害対策に採用する AIoT 技術の特許出願を韓国がリード

韓国特許庁 (2024. 6. 24.)

世界で AIoT 基盤防災技術の特許出願がこの 10 年間、毎年 19.5%増

世界気象機関によると「アジア地域では温暖化の進行スピードが世界の平均よりはるかに早く進んでおり、急変する気象状況に備えた国レベルでの支援や情報の提供が急がれている」と強調した。また、国連防災機関による調査の結果※※、2000 年以降の 20 年間、これまでの 20 年より洪水による災害が 2.3 倍増加すると見込まれている。

※2023 年アジア地域における気候現況レポート、WMO

※※The human cost of disasters: an overview of the last 20 years, UNDRR, 2021

自然災害が増加すると予測される中、世界の自然災害観測 AIoT 産業の市場規模は、2023 年 66.8 億ドルが毎年平均 27.9%ずつ成長し、2030 年には 373.2 億ドルに達すると見込まれている※。

※マーケットアンドマーケットリサーチ、<https://www.marketsandmarkets.com>

気候変動により自然災害が急増している中で、最新技術のモノのインターネット (IoT) と人工知能 (AI) の融合した防災関連技術が注目を集めている。

【モノの人工知能 (AIoT) 基盤防災技術の特許出願、10 年間毎年平均 19.5%増】

韓国特許庁が主要国特許庁 (IP5: 韓国、米国、中国、EU、日本) に出願された世界の AIoT

基盤防災技術の特許を分析したところ、IoT と AI の技術を組み合わせた AIoT※を活用して洪水など災害を予防する技術の出願がこの 10 年間（2012 年～2021 年）年平均 19.5%増加したことがわかった。

※AIoT 基盤自然災害防災技術：衛星データ、気象データ、IoT センサーのデータなどビッグデータを収集し、AI への学習により被害状況を予測し、位置情報基盤の避難経路を提供する技術

【国別の出願動向：韓国出願人による特許出願件数が 1 位（48.5%）】

全体の出願件数 1,598 件のうち、韓国籍による出願が 48.5%（775 件）と上位であり、米国（18.1%、290 件）、日本（14.4%、230 件）、中国（10.3%、164 件）の順である。韓国は出願件数 2 位の米国より 2.7 倍多く、当面、AIoT 基盤の防災技術分野で韓国が優位に立つとみられる。

【類型別の出願動向：地質災害分野の出願件数 1 位、風水害分野の年平均の増加率 1 位】

類型別※でみると、地質災害分野の出願が 51.4%と最も多く、風水害分野（23.9%）、気象災害分野（17.0%）、海洋災害分野（7.7%）の順である。出願増加率は風水害分野が最も大きく（年平均 28.9%）、世界的に洪水など風水害が急増しているため、関連防災技術のニーズが高まっているとみられる。

※自然災害の類型：（風水害）台風、洪水、強風など、（気象災害）干ばつ、猛暑、寒波、オゾンなど、（地質災害）土砂崩れ、地震、地盤沈下など、（海洋災害）赤潮、津波、風浪、海岸浸食など

<出典：災難安全 R&D 情報ポータル>

【主要多出願人：サムスン電子、LG 電子が 1、2 位】

出願件数でみると、サムスン電子（36 件）、LG 電子（35 件）が 1 位と 2 位と占め、3 位スカイモーション（32 件）、4 位クアルコム（29 件）、5 位インターデジタル（26 件）である。韓国が世界で初めて移動通信ネットワークを利用して災害通知メッセンジャーサービスを提供した以降、各国の通信会社が災害通知技術を活発に出願しているとみられる。

特許庁のモノのインターネット審査課長は「異常気象による自然災害が増えているが、AIoT 基盤防災技術の発展が自然災害による被害の軽減に寄与すると思われる」とし、「特許庁は国民の命や財産を守る技術の価値を高め広く普及されるよう、高品質の審査はも

ちろん、関連統計データを適時提供していく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム